別紙様式第九号㈠第六中

重要な会計方針に係る事項に関する注記

を

重要な会計方針に係る事項に関する注記
会計方針の変更に関する注記
表示方法の変更に関する注記
会計上の見積りの変更に関する注記
誤謬の訂正に関する注記

に改める。

別紙様式第十号㈠第１１⑵記載上の注意中2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

別紙様式第十号㈠第１２⑶ロ記載上の注意1中⑸を⑹とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　次に掲げるいずれかの者が経営管理委員又は理事（経営管理委員を置く連合会の理事を除く。）である場合にはその旨

イ　会員の組合員（准組合員を除き、会員の会員の組合員で准組合員でないものを含む。ロにおいて同じ。）でない個人

ロ　会員の組合員たる法人の役員でない者

別紙様式第十号㈠第五中

重要な会計方針に係る事項に関する注記

を

重要な会計方針に係る事項に関する注記
会計方針の変更に関する注記
表示方法の変更に関する注記
会計上の見積りの変更に関する注記
誤謬の訂正に関する注記

に改め、同様式第六１⑵中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六１⑶中「当期首残高」を「前期末残高」に改め、同様式第六１⑶記載上の注意1中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六１⑷及び⑸中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六１⑺中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意5中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。

別紙様式第十号㈠第六中

重要な会計方針に係る事項に関する注記

を

重要な会計方針に係る事項に関する注記
会計方針の変更に関する注記
表示方法の変更に関する注記
会計上の見積りの変更に関する注記
誤謬の訂正に関する注記

に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十一条第四項の改正規定及び第六十七条第二項第十六号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

告　示

○文部科学省告示第四十号

図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）第十一条の規定に基づき、平成二十四年度に実施する司書及び司書補の講習について、受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間等を次のとおり告示する。

平成二十四年三月二十二日

文部科学大臣　平野　博文

実施大学	講習の別	講習の期間	受講者の人数	受講申込期間	受講者の選定の方法	講習の実施場所
富士大学	司　書	七月十七日～九月二十日	七十名	四月十六日～七月六日	作文及び書類審査	岩手県花巻市下根子四五〇番地三 富士大学校舎 電話〇一九八（二三）六二一一
	司書補	七月十七日～八月二十五日	四十名			
聖学院大学	司　書	七月二十四日～九月十九日	百名	四月十六日～六月十九日	作文及び書類審査	埼玉県上尾市戸崎一番一号 聖学院大学 電話〇四八（七二五）五四六一
聖徳大学	司　書	七月二十三日～九月十五日	百名	四月二日～五月十二日	作文及び書類審査	千葉県松戸市岩瀬五五〇番地 聖徳大学　新一号館 電話〇四七（三六五）三六〇一
	司書補	七月三十日～九月一日	五十名			
亜細亜大学	司　書	七月三十日～九月二十日	百二十名	四月二日～五月十九日	作文及び書類審査	東京都武蔵野市境五丁目二四番一〇号 亜細亜大学　二号館 電話〇四二二（三六）三二三六